

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同企画社会推進課)

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(同)

一

○道路の供用開始

(道路課)

一

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

一

人事委員会

○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

二

告示

○宮城県告示第五百四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 南蔵王郷四條司家御料荘園

一 代表者の氏名 田切 富生

二 主たる事務所の所在地 白石市福岡蔵本字中原六番地

三 定款に記載された目的 この法人は、日本料理の祖といわれる四條司家食文化協会の実践に学びながら、南蔵王の豊かな天然資源と農業生産物を軸とする安心安全な食材を提供することにより、南蔵王郷の町おこしに寄与することを

目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年六月二十一日

○宮城県告示第五百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ゆうあんどあい

一 代表者の氏名 渡邊 祥子

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区原町二丁目三番五十八号Y・Kビル四階

三 定款に記載された目的 この法人は、市民の参加と協力を得て、困った時はお互い様の精神の元に、高齢者や障害者、困難を抱えた若年層や家庭等に対して、地域福祉に関する事業を行い、高齢者が在宅で安心して暮らせる地域作り、ネットワーク作りを目指し、一般市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年六月二十八日

○宮城県告示第五百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市桃生町櫻崎字新堀一九三番地先から 同市同町櫻崎字新堀二〇二番地先まで	平成二十三年 七月二十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十二号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

に改正する。

平成二十三年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

苦地生活改善センターの項中「苦地生活改善センター」を「西川前集会所」に、仙台市大野田コミュニティ・センターの項中「同 市太白区大野田字宮脇二番地の二九」を「同 市太白区大野田字宮脇七番地の四」に改める。

将監南集会所、山の寺集会所、加美町まちづくりセンターの項を削る。

人事委員会

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・十六・四十一

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一「拓桃医療療育センター」の項中「副部长」を「者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。